

みんなでつくる男女共同参画社会

家庭内の協力

家事や育児は家族で分担して行いましょう



家族の一人一人ができることを分担してみましよう。一人だけに負担が偏ることがないように、お互いを気遣い、支え合い、家族のみんながゆとりをもって生活できる方法を考えてみませんか。

女性の活躍推進

様々な活動に積極的に参加しましょう



講演会や講座等に参加する、資格を取るなど、自分磨きをしてみませんか。就業や起業、地域活動への参加など、個性と能力を発揮するきっかけとなり、なりたい自分に近づけるかもしれません。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

男女共に働きやすい職場について
考えてみましょう



無理な長時間労働や勤務制度が見直され、余裕のある働き方ができるようになると、家庭や自分のための時間が増え、生活が豊かになります。仕事か家庭かの二者択一ではなく、それぞれが能力を発揮できる方法が、きっとあるはずですよ。

暴力の根絶

相手を傷つける言動をしないように
注意しましょう



配偶者や恋人に暴力を振るうことはもちろん、心理的に攻撃することも、相手を深く傷つけます。事業主は、婚姻・出産を理由に解雇や不利益な扱いをすることが禁じられています。妊娠・出産やそれに伴う休暇などについて、否定的にとらえず、職場全体で応援しましょう。

第3次ひたち男女共同参画計画

計画期間 平成29年度から平成33年度まで
概要版

計画の基本理念

個人の意思の尊重

男女とも性別による差別的扱いを受けず、自らの意思に基づき、個人の能力を発揮する機会が確保されます。

男女の人権尊重

男女の人権が尊重され、多様な生き方を選択できます。

日立市が目指す 男女共同参画社会

方針決定等への 男女参画

男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定に参画します。

各分野での 男女共同

あらゆる分野に男女が共同して参画し、ともに責任を担います。

平成29年3月
日立市



日立市生活環境部女性青少年課

〒317-0073 茨城県日立市幸町1-21-1 日立シビックセンター6階
電話 0294-26-0315 IP電話 050-5528-4939

計画書(全体版)は、
日立市ホームページを御覧ください。
<http://www.city.hitachi.lg.jp/>

第3次ひたち男女共同参画計画の内容

基本方針 I

男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

制度上の男女差は改善されてきましたが、性別による固定的な役割分担意識や偏った考え方は残っています。男女の特性や違いを認めた上で、お互いを大切に責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、情報提供や啓発事業を行います。

課題1 市民の意識変革の推進

- (1) 強調月間事業の実施…啓発事業等を10月に集中して行います。
- (2) 意識啓発と情報提供…各種講座や情報紙・ホームページ等で情報を提供します。

課題2 子どもの頃からの男女共同参画教育の充実【重点課題】

- (1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実…発達段階に応じた男女共同参画教育を進めます。
- (2) キャリア教育の充実…個性と能力を發揮する自立した生き方を育みます。

課題3 家事・育児・地域活動等への男女平等な参画

- (1) 男性に向けた意識啓発…男性が主体的に家庭生活に参画するよう支援します。
- (2) 男性が育児等を行いやすい環境整備…男性が育児や介護をしやすい環境をつくります。
- (3) 地域活動への参加促進…地域活動への関心を高める取組をします。

基本方針 II

あらゆる分野における女性の活躍推進

指導的地位に占める女性の割合は低く、男女の考えが平等に反映されているとは言えません。女性の参画機会の拡大や、女性の活躍に向けた人材の育成に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランス(男女が余裕を持って仕事と家庭を両立させること)の推進に努めます。

課題1 女性の参画拡大

- (1) 女性登用の推進…市の審議会等への女性登用や市職員の人材育成を進めます。
- (2) 女性の参画を進めるための環境整備…市の審議会等開催時の託児費用負担や、各種団体との連携を進めます。

課題2 女性の人材育成【重点課題】

- (1) 女性の意識向上…女性リーダー育成の学習機会を提供します。
- (2) 女性の就業支援…女性の再就職等を後押しする講座開催や補助をします。

課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進【重点課題】

- (1) 事業主・管理職等の理解促進…企業等へ啓発、情報提供などを行います。
- (2) 柔軟な働き方の推進…取組例の情報提供などを行います。
- (3) 育児・介護等の負担軽減のための環境整備…子育て支援や介護支援を充実させ、家庭の負担軽減を進めます。

基本方針 III

一人一人の人権の尊重

女性に対する差別や暴力の根絶を目指し、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)や、職場におけるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの相談に適切に対応するとともに、被害者を支援します。また、ひとり親家庭が安心して生活できるように支援します。

課題1 配偶者等からの暴力被害者への支援【重点課題】

- (1) DV防止のための教育・啓発…市民や学生等へ啓発をします。
- (2) 相談体制の充実と被害者の保護…相談支援とともに被害者の安全を確保します。
- (3) 被害者の自立支援…安全で自立した生活のための支援をします。

課題2 各種ハラスメントの防止

- (1) ハラスメント防止の啓発…市民や企業にハラスメント防止の啓発や情報提供を行います。

課題3 ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境整備…相談支援や経済的支援、自立支援等を行います。

パープルリボンプロジェクト

パープルリボンは、国際的な女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

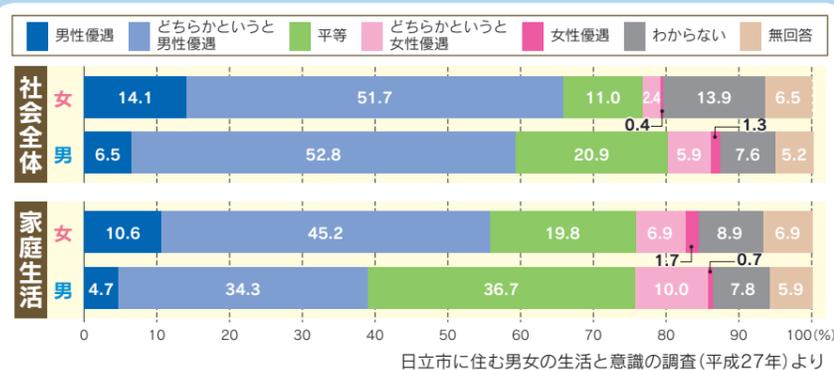


※【重点課題】: 課題の中でも、特に重点的に取り組むもの

データから考える男女共同参画の問題

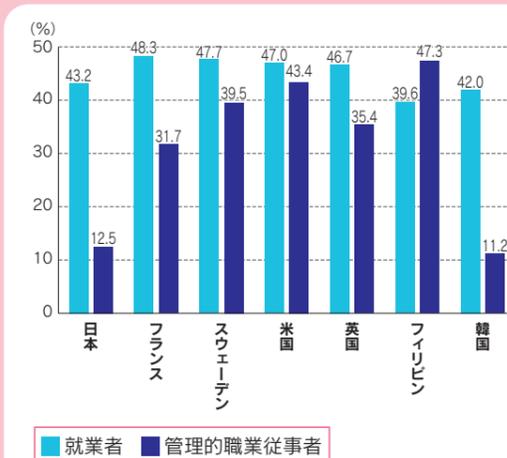
男女の地位の平等感

社会全体について「平等」と感じる人は少なく、「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多く見られます。家庭生活について「男性のほうが優遇されている」と感じる女性が多いのは、家事等の負担の偏りが影響していると思われます。



管理的職業に占める女性の割合

我が国の就業者全体における女性の割合は4割を超え、諸外国と大きな差はありませんが、管理的な立場の女性は約1割であり、国際的に低い水準です。



配偶者等からの暴力(DV)を受けた経験

配偶者等から暴力を受けたことがある人は、女性では2割以上います。身体的暴力のほか、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要があり、市への相談でも深刻な事例が見られます。

